

令和 2 年度第 1 回野洲市介護保険運営協議会
議事録

開催日時	令和 2 年 7 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 40 分
開催場所	野洲市役所 本館 2 階 庁議会
出席者	木下委員、北山委員、立入委員、森井委員、岩井委員、峠岡委員、 岡本委員、志賀委員、早田委員、事務局
欠席者	畑野委員、衛藤委員、山中委員
議 事	(1) 令和元年度介護保険事業事業実績及び同特別会計決算の報告について【資料 1】 (2) 令和元年度地域包括支援センターの事業状況について【資料 3】 (3) 第 7 期介護保険事業計画の進捗状況について【資料 1】 (4) 第 8 期介護保険事業計画 (令和 3～5 年度) ニーズ調査結果報告【資料 2】
資 料	第 1 回野洲市介護保険運営協議会次第 委員名簿

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
山仲市長	<p>介護保険の制度が始まってから 20 年。今は第 7 期であります。さまざまな問題がございます。一番大きいのは財政的な問題、それからサービスを提供いただく事業者の問題。そしてサービスを受ける当事者の問題。ほころびとは言いませんが、大きな問題がたくさん出てきている中で、それぞれのところで頑張ってください、何とか会議の進展が見られています。</p> <p>特に今回の新型コロナウイルスでは、サービスを受けられる方もサービス委員会等で、実際のサービスを受けられないという問題があると共に事業者の方も体制を整えていながら利用者がいないということで、経営上、運営上やはり減収になっています。</p> <p>私もいろいろな事業者に今、順番に支援をしているのですが、介護サービス事業者にも何らかの財政支援を思ったのですが、制度化が難しく、一定の減収分というよりはこれから事業を継続いただけるようにという観点からある程度、まとまった財源を投入したいと思っています。総額で 1,500～1,600 万円ぐらいが市内の事業者の方にいくようなプログラムを組んでいますので、近々公表して次の機会に予算化して、できるだけ早く事業者の方にご支援できるようにと思っています。</p> <p>併せて、分野は違いますが障がい者のサービス事業者も同じような状況ですので、ほぼ同じぐらいの規模で提供していきたいと思っています。</p> <p>国のほうはたちまち財源がないので、ご承知のようにサービスを落としても同等に近い利用料をもらえるような制度というのは、なかなか無理がありますので、今申し上げたようなかたちで具体的な財政的な支援の取り組みをしたいと思っています。</p> <p>ちなみに市内では通所事業者は 1 事業者だけが休業されましたが、その他のところは影響はありながらも何とかサービスの提供を続けていただいていますので、今申し上げたようなかたちで支援をしたいと思っています。</p> <p>あとは 7 期の事業で、高齢者福祉の特養については建設物価が高くて、発注が遅れていますが、それ以外について順調に進んでいますので、7 期の後半になってしまいますがサービスが提供できるということです。</p> <p>本日、事業報告として決算、そして状況の報告とこれからの取り組みについて皆さんにご審議いただきます。決算は今、申し上げましたようにサービスが遅れた分、実際は介護保険でお支払いいただいている分がサービスに回っていないという状況がありますが、何とか財政的には回るかたちにはなっています。次回、このサービスが出てきた場合、検討として介護保険料をどうするかという議論も引き続き皆さま方にご審議いただくこととなります。今日も重要な時期の会議になりますので、忌憚のないご意見、実りある審議をいただくようお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。</p>

	<p>きます。本日はまことにありがとうございました。</p>
事務局	<p>山仲市長は他に公務がございますので、退席をさせていただきます。</p> <p>そういたしましたら、これ以降、本市介護保険条例施行規則第47条第2項の規定に基づき、全体会議の議長は会長があたるとなっております。以降の進行は立入会長によりしくお願い申し上げます。</p>
立入会長	<p>それでは始めさせていただきます。大変お忙しい中、令和2年度の第1回目の運営協議会に出席いただきまして、本当にありがとうございます。これから運営をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に次第3. 会議録署名委員の指名をさせていただきます。今回については木下委員、峠岡委員にお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。本日の運営協議会については、皆さんにご案内の通り、令和元年度介護保険事業実績および決算報告など4件となっております。今後の審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第4. (1) 令和元年度介護保険事業実績および介護保険特別会計決算の報告について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事 (1) 令和元年度介護保険事業 事業実績および介護保険特別会計決算の報告について説明</p>
立入会長	<p>それでは議題1. 令和元年度介護保険事業 事業実績および介護保険特別会計決算の報告について委員の皆さんからご意見、ご質問を承ります。数字的にも難しいと言いますか、質問しようと思っても質問しにくいかもしれません何かございませんか。</p>
事務局	<p>追加資料について説明</p>
立入会長	<p>何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
岩井委員	<p>6ページ、27年から元年までの表の滞納繰越について教えてください。介護保険は年金から引き落としになっていると思うのですが、滞納があるというのはどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>滞納繰越については、前年度に発生した保険料ではなく、過去の年度でお支払いに</p>

事務局	<p>ならないまま終えております分です。2年間の時効がありますので、徴収をさせていただくのですが、今年度とは別の集計としています。</p> <p>介護保険は特別徴収ということで、基本的には年金から引くのが原則です。ただ、一部例外の方がおられます。年間の年金の金額が18万円を下回る方については年金から引いてはいけないというルールがあり、そういった方は市役所から納付書を送って納めていただくことになります。</p> <p>また、65歳になった方については、65歳になった翌月から介護保険料の徴収が始まりますが、すぐに年金から天引きすることができない仕組みになっています。年金から天引きするのは、社会保険事務所や年金庁のほうですが、市役所のほうから年金から天引きしてくださいというお願いを電子データでするのですが、それも約半年ほどかかります。その6カ月間は市役所から送る納付書で納めていただく方が相当数いますので、そこで未納と言いますか、滞納がどうしても発生してしまいます。</p> <p>実態としてはそれほど多くはありませんが、そういった事情で滞納額が毎年出てきて、その時効が2年間となりますので、2年分積み重なっているということをご認識いただきたいと思います。</p>
岩井委員	<p>65歳になっておられない方は天引きができなくても、後で引かれますよね。</p>
事務局	<p>介護保険は40歳から始まりますが、40歳から64歳までの方は医療保険と抱き合わせで徴収されます。国保なら国保の介護分となりますし、社会保険の方は介護保険料分というかたちで健康保険と合算で徴収されます。65歳になられるとそれが終わって、各市町村から直接請求なり天引きをさせていただくことになります。</p>
立入会長	<p>他に何かございませんか。</p>
北山委員	<p>2点ほど質問があります。7ページ、所得段階別保険料が書いてありますが、基準額の方と基準額よりも保険料が少ない方と基準額よりも保険料が多い方の割合が分かれば教えていただきたいと思います。</p> <p>それから実績報告のところで、サービスを利用された方のサービス費用の7割、8割、9割を給付したと書いてありますが、自己負担が1割の方から3割の方までであると思いますが、1割負担の方がどれぐらいで、3割負担の方がどれぐらいいるということが分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>1点目の所得段階別の割合についてお伝えします。平成31年12月末の基準になり</p>

	<p>ますが、端数を切らせていただきます。1段階、2段階、3段階、4段階、いわゆる基準額を下回る方、一般的に低所得者層と言われますが、約33パーセントです。ちょうど真ん中の基準額の方が20パーセントです。6段階以上の方が47パーセントという分布になっています。一番多いのが基準額である第5段階の20パーセントの方になります。次が第6段階が17パーセントです。その次が第7段階の14パーセントです。野洲市の場合、基準額を中心にやや上に延長して分布されています。</p>
事務局	<p>2点目の自己負担の1~3割負担について、今、手元に資料がございませんので、のちほどお答えします。</p>
立入会長	<p>その他ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは第1議題について皆さんの承認を確認したいと思います。第1議題の令和元年度介護保険事業 事業実績及び介護保険特別会計決算の報告について承認いただける方は挙手願います。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
立入会長	<p>ありがとうございます。全員承認ということで承認いただきました。</p> <p>続きまして議題(2)令和元年度地域包括支援センターの事業状況について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議題(2)令和元年度地域包括支援センターの事業状況について説明</p>
立入会長	<p>委員の皆さまから地域包括支援センターの利用方法について何か確認事項、質問はございませんか。</p>
志賀委員	<p>介護者家族の会から来ております志賀と申します。雑談でいいでしょうか。改まるとしゃべりにくい。</p> <p>19ページに高齢者虐待の件について載っていますが、3月から6月はコロナの影響で自宅で過ごす人が多くなって児童虐待、高齢者虐待が増えていますが、今、何か数字的につかんでおられることはありますか。</p>
事務局	<p>コロナの影響によって在宅で過ごされたために虐待が増えていないかという質問だったかと思いますが、数字的なものは今はまだ出ていないのですが、感覚的に増えているかという点では、今までとは変わっていないのではないかと考えています。</p>

志賀委員	<p>変わらないというのも怖いなと思っています。何かあると思うんですが。潜在することが一番怖いので。もう一つのお願いとしては、やっぱり児童虐待、高齢者虐待、行政として先取りして市民啓発していかないといけないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>志賀委員の質問に関連して、児童虐待については滋賀県全体としては3月から5月に新聞にも出ていましたが、相談件数、通報共に数としては増えています。野洲市については数的には特段増えてはいないのですが、相談や問い合わせの中で子どもも親も家において、子どもに勉強するように言ってもテレビやゲームばかりでいらいらしてどのように子どもと接したらいいかわからないというような愚痴的な相談があったり、あるいは自粛期間中、家族全員が家においてお父さん、お母さんが子どもの前で激しいけんかをして、警察が介入したと。いわゆる面前虐待ということで児童相談所に通報があったという事例が野洲市にもありました。数的にそういった件数が極端に上がったということは児童虐待についてはないという報告を受けています。参考までに。</p>
志賀委員	<p>7年程前に愛知県で認知症の方が徘徊されて JR にはねられて亡くなられて、JR から 700 万円の損害賠償請求をされたということがありました。最高裁まで争われて損害賠償をしなくてもよいということになりました。それ以降、認知症事故救済制度を各市町で取り組んでおられます。そのことに介護者家族の会は関心を持っていますし、野洲市でも認知症で徘徊したり、認知症の方が事故などを引き起こして賠償責任を負ったときのための対策を今後、前向きに取り組んでいただけないかなと。</p> <p>今朝も守山市の認知症カフェに行ったのですが、やはり話題は認知症が原因で事故や事件を起こした場合の救済措置として大変いいことだと思っています。市として取り組んでいただけないでしょうか。最近の事例としては草津市がそれをやりだしました。内容については、予算がどこから出てくるかわかりませんが、検討していただけたらありがたいと思います。</p> <p>これから認知症の方がどんどん増えていく中で、家族としては大変助かります。家族が大変待っている制度だと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。草津市で今年度から制度が導入されました。愛知県大府市が制度の始まりということですので。それから神戸モデルとして神戸でも取り組んでおられます。全国的に取り組まれている市町村が増えていることは認識しています。</p>

志賀委員	<p>野洲市としてどう考えるのかというところですが、当然、ご要望、ご意見として運営協議会でご意見としてたまわるわけですが、実は昨年度、議会のほうの福祉委員会で研究会的のところ、家族会のところまでは踏み込んでおられませんが、そういったご指摘も一部ありましたので、庁内なり市長のところまで含めてどうあるべきかということ一度議論いたしました。その時の内容をご紹介します。確定的な意見ではありませんが。</p> <p>まず認知症の方が徘徊されて何らかのかたちで加害者になられることが当然あるかということです。問題は、加害者になられるということは、日本の制度は加害者か被害者か無罪なのか有罪なのか、民事における損害の賠償の程度についても司法が定めるわけです。</p> <p>まずこの制度は司法が何らかの過失なりがあるというふうに判断したケース。認知症の方で、いわゆる愛知県のケースは最終的にはこれは認知症の状態や看護の責任の話を考えて加害者側には賠償責任がないというかたちに最高裁は判断したわけです。ここで万一、司法が責任があるということ判断した場合、行政が司法が判断したものについても、言い方は特殊かもしれませんが、司法が責任があったものであってもみんなで補償しあおうということで、行政があらかじめ制度を設けておくかたちになります。</p> <p>堅苦しい話になりますが、これが日本の三権分立を考えて、果たしてどうなのかということと、もう一つ、この制度を司法が責任ありと判断したものを行政がつぐなうという制度を事前に設けておくということは、司法の判断は市民感覚からかけ離れているんだということを前提にしないとこの制度は成立し得ないのではないかという議論になります。</p> <p>これは予算的には簡単にできるので、かなり他市にも広がっているのですが、予算額が簡単だからといって簡単に導入していいものなのかということが現段階での担当部課の考え方です。司法が賠償責任ありと判断したものについて、行政がなしにしようとする制度をあらかじめ用意するというのはいかがなものかというところで、まだ結論には至っていませんが、そういう考え方を持っているということをご紹介します。いただきたいと思います。</p> <p>掛け金の額は多額ではありません。野洲市としては個人に周知していくと。これに関しては問題なかろうと考えていますので、今のところそういう状況だということをご紹介します。</p> <p>個人が司法と戦うというのは大変なことです。やっぱり市民感覚ではおかしいやんと。そのところを行政のほうで仕組みを作ってもらって認知症の方と共に生きておられる家族さんはすごく安心されますし助かります。</p>
------	--

事務局	<p>市民生活相談の範疇だと思いますが、一人の市民の方が個人で巨大な企業なりと戦うことは大変な苦勞になります。それを生活相談の中で、司法がいろいろサポートするという事は行政の役割かなと思います。司法が決定した内容をゼロにしていくという行政制度を設けることは三権分立の考え方からちょっと難しいなど。</p>
志賀委員	<p>実施されている行政がどのような仕組みなのか私たちには分からないので、ぜひとも研究して、できたら前向きにやっていただけたらありがたいなど。確かにおっしゃるように司法が判断したことをおかしいやんけとひっくり返すのは大変なことです。今回の事件は確かにひっくり返ったわけですが、そこまでいくのが大変です。認知症の方と一緒に生活されている方の思いを考えると、何とか行政的にヘルプをしてほしいというところではあります。ぜひともやっていただきたいと思います。</p>
早田委員	<p>今の志賀委員のお話の延長で、福岡県の大牟田市がまちぐるみで認知症の方を見守るネットワークがあります。市民や交通機関が情報を共有して、まちを出た方を探すというネットワークを作っていて、そのネットワークがうまくはたらいっているということでした。要は、認知症になって行方不明になってもみんなで探せばいいんじゃないかとかたちになると、認知症の方にとっても家族の方にとってもものすごく住みやすいまちになる、楽になる。野洲市としてもそのようにやっていかれたらいいと思うんですが。</p>
事務局	<p>野洲市においては、実は昨年末からネットワーク化について検討しています。現在でも、例えば、コンビニエンスストアの全店舗、郵便局、配達関係の事業所と市の包括的な協力協定といったものがございます。野洲市内の事業所との協定は、その事業所が高齢者や子どもでおかしいなと思う人を見つけられた場合、市のほうに連絡、通報してくださいという協定があります。</p> <p>逆にそれをもう少し内容を発展させて、行政のほうから認知症高齢者のひとり歩きが発生して行方不明になっている人がいるという情報にかかる業態のところに情報提供する。積極的に目を光らせて見守っていただくというようなネットワークをつくっているところです。今年度中には恐らくかたちになって発足するだろうと考えています。たくさんの事業所がすでにそのネットワークにおられますので、その辺の説明に時間を要しているところですが、近々そういったかたちで仕組みができあがります。</p> <p>そうなる訓練であるとか、実践的な、具体的な取り組みにつながるかどうかを実証しながらやっていく必要があるかと考えているところでもあります。</p>

早田委員	そこへ民生委員・児童委員がどのようにからんでいったらいいでしょうか。
事務局	民生委員協議会あるいはそういった団体についても、今、事業所とのネットワークには、既存のところには当然入っていませんが、認知症の高齢者が発生した場合のネットワークには民生委員協議会の他、例えば、消防団や市の職員といったところに連絡がいくようなかたちを考えていきたい。問題は連絡の出し方です。どのような手段でその情報を配信するか、その辺りは恐らく団体それぞれによって工夫が必要ではないかと考えていますが、今年度中に話をしたいと思っています。
立入会長	それでは岩井委員、お願いします。
岩井委員	資料をもらってから見ていたのですが、18ページ、相談内容、虐待が30年から元年で倍になっています。先ほどの志賀委員の言われた認知症等の場合もあると思いますが、どのような内容か答えられる範囲で結構ですので教えてください。
事務局	17ページ、表の少し上のところ、約2倍に増えているのは実人数の増加ではなく、一人の対象者に対するのやり取りが増えているためというかたちで記載しています。具体的なケースは答えできませんが、一人の事例に対して回数が増えているというかたちでご理解いただきたいと思っています。
岩井委員	1回では解決せず、何回も、複数回対応されているということですか。
事務局	そうです。おっしゃる通りです。
岩井委員	数字的に見たら倍になっているのでびっくりしました。介護と認知症と虐待の数から考えておかしいなと思って。
立入会長	その他ございませんか。ないようですので、(2) 地域包括支援センターの事業について承認いただける方、挙手をお願いします。
委員	(挙手)
立入会長	全員挙手ということで承認いただきました。 続きまして(3) 第7期介護保険事業計画の進捗状況について事務局より報告をお

	願います。
事務局	先ほどの議事の中で北山委員からご質問いただいた1割負担、2割負担、3割負担の方の割合についてですが、1割負担の方が91パーセント、2割負担が5パーセント、3割負担が4パーセントという割合になっています。即答できず申し訳ありません。
事務局	議事(3)第7期介護保険事業計画の進捗状況について説明
立入会長	ただいまの説明について何か質問はありませんか。
北山委員	37ページの最後、総合事業についてお尋ねします。段階的に計画に沿うような割合でと書かれていて、訪問介護は事業者が増加していないと書かれていますが、私どもの法人も総合事業、従前の通所と緩和の通所の3事業を行っているのですが、少しずつは増えているような感じですが、数だけ見るとすごく極端に増えているという感じではないのですが、需要と、それに対する供給体制はある程度は供給できるものでしょうか。それともかなり不足している状況なのか、その辺り教えていただけたらと思います。
事務局	おっしゃる通り、総合事業の対象者数の増加率について申し上げますと、はっきりしたことは言えませんが、対象者が大きく増えているということがないというのが実情です。対象者数自体は大きくはなっていませんが、転換となると受け皿になる事業所がないと動きが難しいということから伸ばしていかないといけないところではあります。実際、需要と供給のバランスとおっしゃっておられましたが、その部分でもう少し事業所が多ければ緩和への移行という選択肢が増えると考えていますので、そちらのほうも事業所が増えるように整備していく必要があるのではないかと考えています。
北山委員	供給する事業所が少ないのでなかなか移行できないということでしょうか。
事務局	そうです。
立入会長	その他、何かありませんか。ないようですので、3つ目の介護保険事業計画の進捗状況の報告について承認いただける方、挙手をお願いします。

委員	(挙手)
立入会長	全員挙手ということで承認をいただきました。続きまして、議事(4)第8期介護保険事業計画のニーズ調査結果報告について報告をお願いします。
事務局	議事(4)第8期介護保険事業計画のニーズ調査結果報告について説明
立入会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。
事務局	本日は大変時間がタイトな中で説明させていただきましたが、追加資料として配付しております日程表をご覧ください。次回の運営協議会は9月中頃を予定しています。その際、こういったアンケート結果の説明などをさせていただきたいと考えています。
立入会長	今、事務局から説明がありましたように次回の運営会議にまた説明があるということですので、今日は報告と同時にまたお持ち帰りいただいて中身をご覧いただきたいと思っております。今日、聞いておかなければならないということがあればお願いします。 特にないようですので、次回の会議でまた質疑応答の時間を設けたいと思っておりますので、本日の報告については質疑を打ち切らせていただくと同時に第8期の介護保険事業計画ニーズ調査結果報告について承認していただける方挙手をお願いします。
委員	(挙手)
立入会長	ありがとうございます。全員の方に挙手をいただきましたので、承認とさせていただきます。続きまして、次第5. その他について事務局からお願いします。
事務局	次第5. その他について説明。
立入会長	委員の方から確認することはありますか。ないようですので、これで会議を終わらせていただき、事務局にお返しいたします。
事務局	立入会長、進行をありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても長時間ご意見、ご審議いただきましてまことにありがとうございました。これをもちまして、第1回の介護保険運営協議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございます。

	ました。 (終了)
--	--------------